

②所得比例年金への一本化と税財源による補足給付の組合せについて

- 平成16年の改革でこの体系を採用することについては困難な点、議論を要すべき点が存在。
- 長期的な制度の在り方としては十分に議論すべき問題。

○基礎年金には、相対的に低所得者に手厚い給付を保障する機能(再分配機能)がある。
→所得比例年金一本に切り替えた場合、相対的に低所得者に手厚い給付を行う仕組みとなっている定額の給付がなくなる。

○自営業者では、課税所得のある者は2割程度。(サラリーマンについては、給与の全額を対象に保険料を賦課)

※自営業者約1,000万人に対し事業所得税申告者は200万人程度

○公平な保険料賦課ベースとなる所得の把握が十分ではないとの指摘。

○この体系が採用されているスウェーデンでは、年金額の高低のみで保証年金の支給が決まる。本人や配偶者の所得や資産による給付の制限は設けられていない。

○国庫負担は、年金額が低額の者に対する補足給付に集中的に充てられることとなる。

○特に賃金が低く就労期間の短い女性の年金額が大きく低下することになる。

○現状のままでは、第1号被保険者の相当数が補足給付の対象となる可能性があるが、このことは公平感を欠くことにならないか。

○我が国で同様の仕組みは受け入れられるか。

※スウェーデンでは高額年金者の夫を持つ専業主婦や、相当の資産を保有する低年金者にも保証年金を給付

○補足給付に所得・資産要件(ミーンズテスト)をかけるとすれば、相当な規模の人数に対してミーンズテストを行うこととなるが、これは可能か。

※年金受給者は約3,000万人。現在ミーンズテストを行っている生活保護の被保護者数は全体でも103万人。

○標準的なサラリーマンの年金から国庫負担分を外すと、保険料負担は変わらないのにそれだけで1~2割程度の給付の削減となる。

○ここを出発点として、さらに給付と負担の均衡をとるための給付の調整を行うことになる。